

7月は「差別をなくす強調月間」です

# 違いを豊かさとして認め合う

～多文化共生と包摂の社会づくり～



## 「差別をなくす強調月間」って？

昭和44(1969)年7月に同和対策事業特別措置法が制定されたことを記念して、毎年7月を「差別をなくす強調月間」と定め、関係団体などと連携し、人権尊重意識の浸透や、さまざまな人権問題の解決に取り組んでいます。

この機会に、部落差別の解消をはじめ、さまざまな人権問題について考えることで、誰もが「かけがえのない存在として尊重される社会」を目指しましょう。

※強調月間中の県、市町村、関係団体の行事は県人権施策課HPに掲載

## 令和3年度「人権啓発ポスター・標語」優秀作品の展示

### 県庁屋上ギャラリー(奈良市)

7月5日(月)～9日(金)8時30分～17時15分  
(初日は12時から。最終日は15時まで。)

### 県立図書情報館エントランスホール(奈良市)

7月13日(火)～25日(日)

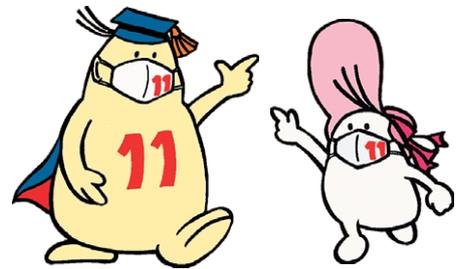
### 県産業会館県政情報サロン(大和高田市)

7月19日(月)～30日(金)8時30分～17時15分  
(初日は12時から。最終日は15時まで。)

※県産業会館県政情報サロンについては作品のコピーを展示。

## 市町村での取り組み

県内市町村でも、街頭での人権啓発活動など、人権啓発行事が行われています。詳しくは、お住まいの市町村人権啓発担当課へ。



てんいち先生

ひかりちゃん

## 新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について — 差別や偏見をなくしましょう —

新型コロナウイルスに感染された方や、医療従事者に対する誹謗中傷など、人権を侵害する事象が見受けられます。

**いかなる場合でも、差別、偏見、いじめなどは決して許されるものではありません。**

SNSなどではたとえ匿名の投稿であっても、投稿者の名前や住所が特定され、**損害賠償責任を負うことや、名誉毀損罪など刑事処罰の対象となる可能性があります。**

SNSなどで投稿・拡散する前に、発信してよい内容かどうか、もう一度考えてみましょう。

**県民のみなさまには、正確な情報に基づき冷静に行動していただきますようお願いいたします。**

## 奈良県人権施策課 相談窓口

人権に関するさまざまな問題や  
悩みについて、相談を受け付けています。

☎ 0742-27-8726

FAX 0742-27-8721

時 平日8時30分～17時15分(年末年始を除く)

所 奈良市登大路町30 奈良県本庁舎2F※来所相談も可(随時)

相談は無料

秘密厳守  
します



☎ 県人権施策課 ☎0742-27-8719 FAX0742-27-8721 ④ www.pref.nara.jp/1657.htm